死後の手続きチェックリスト（相続）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　　　　目** | | | **手続先** | | | | **手続きを**  **代行できる主な者** |
|
| 1.1　亡くなった方が生前に万一の際に備えていたものの有無 | | | | | | | |
|  | □　遺言書（自筆遺言書、公正証書遺言）の有無の確認 | | 亡くなった方の持ち物、公正役場 | | | | 遺品整理事業者または行政書士等（相続人の立合いが必要） |
| □　自筆遺言書の検認 | | 家庭裁判所 | | | | 遺言書を預かっている方（親族、弁護士等）がいる場合はその人が自ら手続き |
| □　エンディングノート等の有無の確認 | | 亡くなった方の持ち物 | | | | 遺品整理事業者または行政書士等（相続人の立会いが必要） |
| □　1.2　法定相続人の確認 | | | 逝去者の住んでいた市町村  相続人の戸籍のある市町村等 | | | | 司法書士  行政書士 |
| □　1.3　亡くなった方の財産の現状（金額等）の確認 | | | 不明な点があれば、関係先に問合せ | | | | 司法書士、行政書士、税理士 |
| □　1.4　相続放棄の是非の判断 | | | 家庭裁判所（放棄する場合） | | | | 司法書士 |
| □　1.5　相続税の概算 | | | 不明な点があれば、税務署、税理士に問合せ | | | | |
| □　1.6　相続人による遺産分割の協議、遺産分割協議書の作成 | | | 不明な点があれば専門家（司法書士、行政書士等）に相談  協議がまとまらず相続人間で紛争になりそうなら弁護士に相談 | | | | |
| □　1.7　財産の分与の際の留意点（減殺分、介護等無償貢献親族への配慮） | | | 不明な点があれば専門家（司法書士、行政書士等）に相談  請求を相続人が認めないなど、話がまとまらず紛争になりそうなら弁護士に相談 | | | | |
| □　1.8　相続手続の開始 | | | | | | | |
|  | □　手続きに必要な書類の作成（戸籍謄本、印鑑証明書、住民票等） | | 逝去者の住んでいた市町村  相続人の戸籍のある市町村等 | | | | 司法書士  行政書士 |
| □　死亡保険金（**生命保険**）の保険金請求書の提出 | | 逝去者が加入していた保険会社 | | | | ※行政書士  （司法書士） |
| □　銀行口座の相続届の提出 | | 預金口座のある銀行 | | | | ※行政書士  （司法書士） |
| □　株・有価証券の相続手続依頼書の提出 | | 口座を開設している証券会社等 | | | | ※行政書士  （司法書士） |
| □　家や土地などの不動産の所有権移転登記 | | 法務局 | | | | 司法書士 |
| □　家や土地の抵当権抹消登記（住宅ローンを保険で繰り上げ償還した場合等） | | 法務局（必要に応じ銀行担当者に相談） | | | | 司法書士 |
| □　自動車の移転登録申請書の提出 | | 運輸支局 | | | | ※行政書士  （司法書士） |
| □　ゴルフ会員権の名義書換申請書の提出 | | 会員権を持つゴルフ場 | | | | ※行政書士  （司法書士） |
| □　2.2　相続税の申告・納付 | | | 税務署 | | | | 税理士 |

※「行政書士（司法書士）」は、手続きが登記事項の変更を伴う場合には、司法書士が行うという意味です。

※士業どうしで、業務上連携していることが多いので、上記のリストで複数の士業への依頼を要する場合でも、いずれかの士業の方に相談することで、対応できる方を紹介したり、まとめて受任して自身でできない業務を対応できる士業の方に依頼する場合もあります。